

◎新潟県告示第247号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成18年3月31日新潟県告示第545号）を次のとおり解除する。

平成29年3月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山田1地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田2地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上荒町地区	長岡市寺泊上荒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二ノ関地区	長岡市寺泊二ノ関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田町地区	長岡市寺泊上田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
磯町地区	長岡市寺泊磯町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）